

《記入上の注意》

- ・ 個人ごと、医療機関ごと、診療月ごと、入院・外来・調剤ごとに1枚の申請書が必要です。
 - ・ 傷病の原因が負傷の場合や第三者の行為による負傷の場合は、健保までお問い合わせください。
(発病又は負傷の原因が業務上や通勤途上の場合は労災適用のため健康保険の対象になりません。)
- ※下記書類のほか、審査上必要な書類を追加でご提出いただくことがあります。

療養の種類	添付書類（コピー不可）
急病のため、保険証を持たずに受診したとき	①領収証 ②医療機関発行の診療報酬明細書または調剤報酬明細書 ※診療報酬明細書・調剤報酬明細書は、病院または薬局の窓口で依頼し、発行してもらってください。 領収証と一緒に交付される診療明細書では手続きできません。 医療機関で、診療報酬明細書または調剤報酬明細書を発行してもらえない場合は「領収明細書」を医療機関に持参し、記入してもらってください。外来用、調剤用、入院用でそれぞれ書式が異なりますのでご注意ください。
前の保険者（国保等）の保険証を使用してしまったとき	①医療費を返還した際の領収証等 ②診療報酬明細書 ※領収証等がない時は前の保険者に領収証明書の発行を依頼してください。診療報酬明細書は開封厳禁の封筒に入ったままの状態でご提出ください。
保険医の指示により、義手・義足・義眼・コルセットなどの治療用装具を購入、装着したとき	①領収証（明細の記載のあるもの） ②治療用装具製作指示・装着証明書 ※靴型装具の申請の場合は当該装具の写真（装具と保険証を一緒に撮影した写真）
9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡・コンタクトレンズを作成・購入したとき	①治療用眼鏡、コンタクトレンズを作成または購入した際の領収証（宛名は装着者（対象児）名） ②医師の「眼鏡等作成指示書」（視力等の検査結果が明記されていない場合は視力等の検査結果のコピーもご提出ください。）
弾性着衣等を購入したとき	①弾性着衣等 装着指示書 ②領収証（弾性着衣等の名称・種類等の名称・種類等の費用額が記載されたもの。）
生血液の輸血を受けたとき	①領収証 ②輸血証明書
はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術を受けたとき	①治療内容の書いてある領収証 ②保険医の施術同意書 ③施術を受けた整骨院、接骨院、鍼灸院発行の、はり・きゅう、あんま・マッサージ用療養費支給申請書

詳細は当健康保険組合のWEBページ(各種手続き)をご覧ください。